

くっちゃん議会

議会中継は
こちらから
視聴できます



予算審査特別委員会報告	P.2
こんなこと決まりました	P.4
町政を問う 一般質問	P.6
常任委員会報告	P.20
特別委員会報告	P.22
議長室からこんにちは	P.23
町民の広場／編集後記	P.24

～半月湖遊歩道の散策風景～

(撮影者：本間 浩規 さん)

募集テーマ：「あなたが残したい倶知安の風景」

予算審査特別委員会報告

令和4年度の全ての予算及び関連議案を「可決」

令和4年度の一般会計、5つの特別会計、水道事業会計の予算及び関連議案について、議長を除く15名の委員で構成される予算審査特別委員会にて審査を行いました。

予算審査特別委員会は定例会初日の令和4年3月7日に設置、委員長に木村委員、副委員長に笠原委員を選出し、3月8日から11日までの計4日間で開催され、慎重な審議が行われました。



※本委員会へ付託された議案の採決結果は以下のとおり。

三密対策として本年度も議場にて審査を行いました

<新年度予算の議案>

- 議案第1号 一般会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第2号 国民健康保険事業特別会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第3号 後期高齢者医療事業特別会計予算
・・・賛成多数で可決
- 議案第4号 介護保険サービス事業特別会計予算
・・・全会一致で可決
- 議案第5号 公共下水道事業特別会計予算
・・・全会一致で可決
- 議案第6号 地方卸売市場事業特別会計予算
・・・全会一致で可決
- 議案第7号 水道事業会計予算
・・・全会一致で可決

※上記の議案名の「虻田郡倶知安町」及び「倶知安町」は省略しています。

<新年度予算に関連する議案>

- 議案第8号 財政健全化基金の費消について
- 議案第9号 公共施設整備基金の費消について
- 議案第10号 教育振興基金の費消について
- 議案第11号 国民健康保険基金の費消について
- 議案第16号 及び 議案第17号
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第19号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第22号 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等の一部改正について
※上記の関連議案の全ては全会一致で可決
- 議案第20号 職員給与条例の一部改正について
・・・賛成多数で可決

第1回 定例会最終日

(令和4年3月22日)

予算審査特別委員会の委員会審査報告

全ての議案について 「原案可決」

4日間に及ぶ特別委員会での慎重な議論を踏まえ、定例会最終日には木村予算審査特別委員長より、付託された全ての議案について「原案可決」と委員長報告がなされ、全ての議案について「原案可決」となりました。



<一般会計予算に賛成討論>

作井 繁樹 議員

会派清流クラブを代表し討論する。町政執行方針でも述べられていた町長任期最終年「一年踏ん張る」、その覚悟を裏付けるための知恵と工夫が随所に表現された予算案であり、相当程度評価したい。

職員の皆さんも、一人一人が「町民のために何かできるか」を常に意識するよう努めつつ、この大転機に「挑む」、そんな前向きに楽しむ意識を忘れることなく、より深い相互理解の下、一丸となって課題に臨んで頂くことを期待する。

最後に、世界恒久平和の実現を強く、強く願い賛成討論とする。

<一般会計予算に反対討論>

原田 芳男 議員

令和4年度予算は、前年度より5.1%減の98億6,400万円となっているが、倶知安厚生病院の改築事業費総額30億円のうち、今年度負担分で3億2,900万円を計上している。

ほかにも北海道新幹線関連経費で3,000万円、ひらふへの水道増設にも合計70億円を予定されるなど、大型起債の予定が目白押しである。

町の予算は観光や商店、農業など産業発展と同時に、町民の暮らし、特に子どもやお年寄りが暮らしやすい町をどうつくるのかが問われる。

町の事業である放課後児童クラブの支援員など、検討さえした形跡がない。何が大事か考えるべき。

町の政治の基本を顧みない予算であると厳しく指摘し、反対討論とする。

<一般会計予算に賛成討論>

鈴木 保昭 議員

予算編成を見るとスピード感に欠ける部分はあるが、町民の一人一人に寄り添う気持ちが随所に出ていると思っている。

町民の一人一人の思いに応えるということは、予算編成では大変なことだが、是非新年度予算からはスピード感をもって、たくさんの町民に寄り添う問題がいっぱいあると考える。そういった問題を一つ新年度の課題としていただきたい。

今年は町長の4年間の最後の予算編成の締めくりだと考える。是非しっかりとスピード感をもって予算編成をしていただくことを心からお願い申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

町議会では

こんなこと決まりました

ここでは、令和4年2月から令和4年4月までに開催された定例会・臨時会で審議された内容について、関心が高いと思われるものについて報告します。

第1回 定例会（令和4年3月7日～22日）

一般会計補正予算（第13号）を可決

各種事業の執行残を含み、主に下記の事業に伴う補正予算（補正予算全体で3,102万円）を可決しました。

- ノースパークタウン冬棟長寿命化等改善工事
・・・・・・・・2,815万円
- 排雪機械借上料・・・・・・・・2,011万円
- 倶知安中学校体育館煙突改修工事・・1,686万円
- 排雪誘導業務委託料・・・・・・・・673万円
- 大規模盛土造成地現況調査業務委託料・・466万円

「ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく避難し、平和的解決を強く求める決議」を可決

第1回定例会初日、本町は国際リゾート地として全世界の国々の方が訪れる地であり、国際平和は町民の願いであることから、本町議会として上記の決議案を可決しました。

条例の改正

- 倶知安町職員の育児休業等に関する条例・・一部改正
- 特別職の職員の給与に関する条例・・・・一部改正
- 倶知安町職員給与条例・・・・・・・・一部改正
- 倶知安町国民健康保険税条例・・・・一部改正
- 倶知安町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等・・一部改正

住居表示を実施する新町名が決定しました

令和4年10月1日から住居表示を実施する区域の新町名が下記の内容で議決されました。

- 倶知安町二セコひらふ1条1丁目
- // 二セコひらふ1条2丁目
- // 二セコひらふ1条3丁目
- // 二セコひらふ1条4丁目
(中 略)
- 倶知安町二セコひらふ5条1丁目
- // 二セコひらふ5条2丁目
- // 二セコひらふ5条3丁目
- // 二セコひらふ5条4丁目



人権擁護委員の決定

町長より人権擁護委員の推薦について提案説明を受け、下記の方に決定しました。

人権擁護委員 **ふるや 古谷 やすこ 康子** 氏

景観計画条例の付託

議案第23号「倶知安の未来へつなぐ景観まちづくり条例の制定について」(略称 景観計画条例)は、現在審査中の陳情書にも関連して審議が必要になることから、経済建設常任委員会に付託されました。

4件の意見書を可決

- 燃油価格安定を求める意見書
- 地域における医療提供体制への十分な支援を求める意見書
- 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書
- 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

第2回臨時会 (令和4年4月22日)

一般会計補正予算(第1号)を可決

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に伴う補正予算(補正予算全体で1,066万円)を可決しました。

■新型コロナウイルスワクチン接種券作成等業務委託料・・・・・・・・・・434万円

■新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料・・・・・・・・・・366万円



各種委員の選任

森下義照議員の逝去に伴い、下記の委員会の委員が新たに選任されました。

厚生文教常任委員

かどた じゅん
門田 淳 議員

議会運営委員

すずき やすあき
鈴木 保昭 議員

自衛隊駐屯地特別委員

たなか よしひと
田中 義人 議員

【根拠条例】 倶知安町議会委員会条例第7条第4項
常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する。(一部抜粋)

1件の工事請負契約を締結

下記の内容でノースパークタウン冬棟長寿命化等改善工事請負契約が締結されました。

契約の方法：指名競争入札の結果落札

工事の完成：令和4年11月22日

契約金額：1億8,568万円

契約の相手方：横関・宇田・一宮経常建設共同企業体

監査委員の選任を同意

議員選出の監査委員について、森下義照議員の逝去に伴い、町長より新たな監査委員として原田芳男議員の選任について同意を求められ、選任されました。

監査委員 はらだ よしお
原田 芳男 議員



原田 芳男 議員

文化福祉センターのエレベーター設置、小型化などの選択肢も

町長 施設の維持管理や整備、財政事情も勘案し協議

暮らし応援の町政の推進

問

①文化福祉センターへのエレベーター設置の実現を。エレベーターの設置は高齢者化が進んでいる状況で強い希望がある。小型エレベーターなど経費を切り詰める選択もあるのでは。

②道の駅、図書館、温泉の実現。

③福祉ハイヤーの所得制限の撤廃。

これらの問題は多くの町民の願いであり、ぜひ実現を目指すことが求められる事柄である。町長の答弁を求める。

答 町長

①文化福祉センターのエレベーター設置への声が多数上がっていることは十分認識している。原田議員からエレベーターにもさまざまな手法、タイプがあると指摘があったが、なかなか実現に至っていない。

今般、「社会教育施設個別施設計画」の策定を進める予定であり、施設の維持管理、整備に関して町の財政事情も考えながら明確にしていくとなっており、十分協議していく。

②道の駅、図書館、温泉については多くの町民から要望を聞いている。道の駅については、高速道路のインターや新幹線を利用する人の駐車場やトイレなどを考え、道の駅と名前がつくかは関係なく施設整備は可能と考えている。

図書館について、本の貸し借りなどを役場3階の展望テラスで行うなどが検討されている。電子図書館もスタートする。5年以内には難しいかもしれないが、その先に

どのような器がいいのか位置付けることが可能ではと期待している。

③福祉ハイヤーの所得制限について、応能分の負担をいただくべく所得制限を設けている。

転作奨励金の大幅な減額と5年後の廃止について

問

農業経営にとって計り知れない影響がある。左記について町長の答弁を求める。

①金額的影響について。

②制度のあらましについて。

③町としての考えは。

④ほかにもどのような影響があるのか。

答 町長

①現在の交付対象の80%が交付対象でなくなると思われる。金額にすると2億4000万円減となる。

②令和4年度から5年間水稻生産を行わない水田は交付対象としないとしている。

③経過措置として「高収益化畑地化支援」「その他畑地化支援」があるので、しっかりと生産者にお知らせし、対策を講じていく。転作奨励金の減額で離農が増えないか、土地改良区の負担はどうなるのか、各種税制への影響などが懸念される。

新幹線と並行在来線

問

2030年に新幹線の開通といわれている。開通と同時に在来線が廃止と多くの町民が思っているが、在来線は

開通に先立って前倒しで廃止となる。町民への説明が不十分と感じる。代替えバスの運行はどの様になるなど懸念事項の説明を町民にすべき。町長の答弁を求める。

答 町長

令和3年度に駅前広場の基本構想が取りまとめられ、現在は令和4年からの都市計画変更の事前協議のための基本設計図・概算工事費の算出を進めている。

令和5年度に都市計画変更を行い、令和6年度から駅前広場などの事業に着手と考えている。用地買収などに2年から3年かかり、その後に駅前広場の工事になるが、その時に俱知安駅が撤去完了されていないと造成工事ができない。

その他は新幹線駅の建設、西口の造成などを考えると前倒しが必要ではと考える。バスの運行に関しては利便性・路線問題など協議を進めていく。

学校給食への助成の拡大

問

現在、第3子の給食費が無料となっている。拡大はできないか。

答 町長

学校給食費については平成30年から第3子以降の無償化を実施している。今後については、無償化のみならず他町村も参考にしながら他の支援策も財政を勘案して進める。

この他にも「国の『保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業』は実施すべき」を質問しました。



坂井 美穂 議員

社会の宝を守る ヤングケアラーの支援について

町長 具体的な支援策に結び付けたい

問

ヤングケアラーとは、大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもの総称。

過度な負担が学業や健康、友人関係、将来の進路にも影響を及ぼすとされている。北海道でも昨年の夏、中高生のヤングケアラーに関する実態調査が行われている。

①このような調査報告を本町はどのように受け止めているか。

②国は2022年度から自治体の取り組みなどを支援する新規事業を創設するとされているが本町の見解は。

③自分がケアラーだと自覚していない子どもたちも多い。これには、小中学校の学校現場の協力が不可欠であるが、教育長の見解は。

④子どもや若者がSOSを出す難しさが挙げられていることから、SNSなどを活用した相談体制の充実。

答 町長

①ヤングケアラーの認知度は年々高まっているものの、正しく理解されている割合は低く、このような状態にある子どもに対しては、問題解決に向けた支援を行う必要が当然あると考えている。

②本町では、これまでヤングケアラーについてアンケート等の実態調査は実施していないが、今後検討の場を設けて、具体的な支援策に結び付けていくよう努めていきたい。

答 教育長

③校長会等で現場の意見をしっかりと受け止

めながら取り組みを進めていく。

④SNS等の活用は、有効な方法の一つであると認識している。

⑤子どもの知る権利として、ケアラーを学ぶ機会を与えていくべきではないか。

子どもを知る権利として、ケアラーを学ぶ機会を与えていくべきではないか。

答 教育長

学校での学びの機会もつくってきたい。

誰一人取り残さないデジタル社会の実現へ

問

高齢者らのデジタルデバイス（情報格差）の解消を目指し、総務省がデジタル活用支援推進事業として、スマホ講習会が全国の自治体で開催されている。

令和4年度、電子図書館の導入を検討されている本町でも、自ら情報を入力しづらい高齢者への入口支援をし、デジタル弱者をなくしていく積極的な取り組みと、町民がデジタル化の利便性をもっと身近に感じていける努力が必要ではないか。

答 町長

今後、公民館の文化講座の一つとして、携帯電話ショップなどと協力したスマートフォン・タブレット教室の開催などの検討。

町民の皆さんにデジタル化の利便性を身近に感じられるような取り組みについて検討していく。

答 教育長

新年度に導入を予定する電子図書館システムについては、インターネット環境とパソコン、タブレット、スマホ等を揃えた上での利用とはなるので、そのような環境のない方々の支援は今後進めていく。

電子図書館システムに精通した方を講師とした、初心者対象の講座を開催する方向で検討中。

おくやみコーナー設置について

問

家族や大切な方を亡くし、悲しみの中にいる遺族の方々にとって、死亡相続に関する手続きは大きな負担となる。

①本町では現在、どのようなサービスが行われているか。

②一連の手続きを一カ所で効率的に行い、手続きが済むようなワンストップサービスのおくやみコーナー設置の検討について。

③「おくやみハンドブック」を作成・配布の検討について。

答 町長

①本町では年間140件から150件程度の死亡届を受理。その際に各種手続きの一覧表を渡している。

②新庁舎になり、ほぼ1階のワンフロアで手続きが済む利便性を生かし、少しでもご遺族の負担軽減が図れるサービスを展開する。

③御遺族の負担軽減につながるように充実させ、ホームページでも対応していく。



富田 竜海 議員

出会いがないという若者に対し、考えられるサポートは
町長 具体的な事業は計画していないが、
今後も調査・研究を進めたい

人口減少対策における出会いの促進の必要性は

問 本町で暮らす若者がどのように出会い、交際を経て結婚・出産をしていくと考えているか。

答 町長 交際・結婚・出産などの価値観というものも一概になっておらず、現代は多様性に対する理解を求めている時代、潮流があるのではないかというふうに思っている。

問 子育て子育て以前に、根本的な問題として結婚を望むが出会いがないという若者に対して、どんなサポートが考えられるか。

答 町長 平成10年に花嫁対策事業として婚活交流会や異業種交流会などを開催してきた。現在、具体的な事業は計画していないが、今後も調査・研究を進めていきたい。

デジタル産業への取り組みについて

問 eスポーツやマルチメディアプログラミングなど、場所や社会情勢にとらわれず、指導者もオンラインで完結するような活動の場を用意することはできないか。

答 町長

学校ではGIGAスクール構想によりICT環境整備が格段に進んでいる。ICTを活用して、より充実した学習活動・スポーツ活動や芸術活動においても、試行錯誤を重ねて小中高生共に素晴らしい成績というものも収めている。

子どもたちは、友達をはじめ家族、あるいは周りの大切な人の命を守るために制限のある中でも必要な対策であるということやコロナの感染防止対策等も含めて、そういった部分で理解し、しっかりと頑張り成長していると考えている。

今後も教育委員会と連携を図りながら、十分検討していく価値があるだろうと考えている。

答 教育長

スポーツや文化活動においても、ウイズコロナを見据えたDXの推進が求められており、デジタル化の推進により、オンラインの指導や在宅時のサポートも可能となることから、ICT環境の整備については引き続き強力に進めていくべきと考える。

問

eスポーツは、学生に限らず市場規模として大きな可能性を秘めている産業であり、積極的に取り組むべき分野と考えるが、これらはスポーツとして主管するのか。地域振興や産業振興という取り扱いになるのか。

答 町長

eスポーツ関連産業の誘致、大会、イベントの誘致・開催ということになれば、地域振興あるいは産業振興の分野になるであろうというふうに認識している。

答 教育長

その活動内容が文化・スポーツ色の濃いものであるならば、主に教育委員会部局の範疇に入り、eスポーツを通じた地域活性化につながる取り組みについては産業経済関連であることから、町長部局の範疇と考えている。

問

デジタル産業は、障がいの有無や年齢、地域にとらわれず多くの方が楽しめるコンテンツ、ビジネスチャンスとして、地域経済の活性化や若者の流出防止策として、調査・研究の余地はないか。

答 町長

専用の施設の開設や企業誘致など、現時点で具体的に考えているところではない。中小規模の大会あるいはイベントの誘致、あるいはeスポーツを使った介護予防事業ということも行っている自治体の事例も見受けられるので、こういった先進地の事例を調査・研究していきたい。

答 教育長

国や道の調査・研究、先進地の実践事例にも学びながら、年齢・性別・障がいの有無や経済的状況に関わらず、デジタル化の恩恵が地域全体で享受されるよう、引き続きスピード感をもって取り組んでいきたい。



波方 真如 議員

デジタル・シティズンシップ教育の推進について

教育長

情報社会に子どもたちが的確に判断できる
資質・能力を十全に育ていけるよう取り組む

デジタル教科書の活用方針について

問

紙の教科書とデジタル教科書の使い分けをどのように考えているか。

答
教育長

学習者用のデジタル教科書は、学校教育法第34条第2項・第3項により、紙の教科書に代えて使用できるものとして位置付けられていることから、現時点では、まだまだ紙の教科書が主流という状況に変わりはない。デジタル教科書は導入間もないものなので、長所と短所の両面を持ち合わせているのも事実。学校においては、さまざまな実践事例も参考にしながら効果的に組み込み、活用性の高い授業づくりを図っていく。

問

活用の仕方は教える側のスキルや工夫によって大きく変わると考えられるが、その指導方法やサポート体制はどの様に考えているのか。

答
教育長

急速に整備されつつあるICT環境にどのように対応していくかの不安要素というのは、児童生徒よりむしろ教員側、とりわけ年齢が高めの教員にあるかと考える。

各学校では、ICT教育担当者を中心に校内研修等を繰り返し実施し、コロナ禍においてはオンラインが中心であるが、管内や

全道域における公開研究会などに各小中学校教員も積極的に参加し、スキルアップを図っているところ。

また、教育委員会においては、GIGAスクールサポーター及びICT支援員を配置し、学校へのサポート体制を継続させていく。



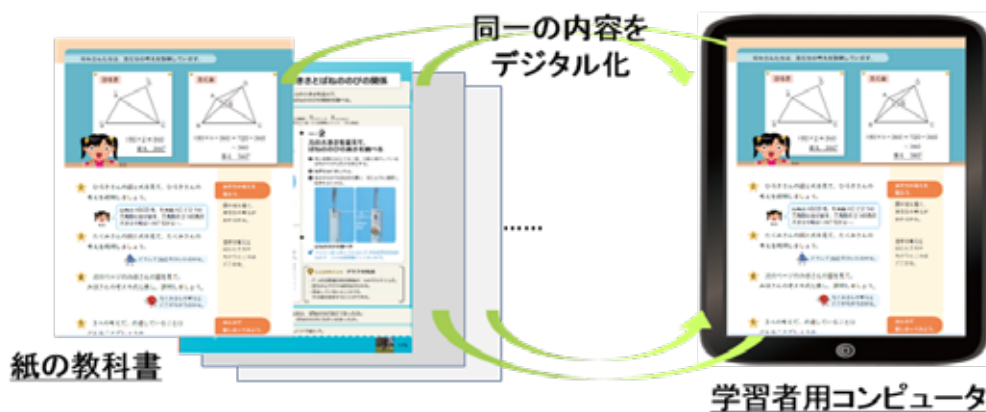
問

今後のデジタル・シティズンシップ教育の推進について、どのように取り組んでいくのか。

答
教育長

学習指導要領の情報総則では、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度として、他者への影響を考え、人権、知的財産権など、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つこと、危険回避など、情報を正しく安全に利用できること、コンピューターなどの情報を正しく安全に利用できること、コンピューターとの関

<学習者用デジタル教科書>



わりを理解すること、この三つが示されている。これからは、ICTに関連する人的、文化的、社会的諸問題への理解や法的、倫理的振る舞い、情報社会に子どもたちが的確に判断できる力などがますます必要となる。教育委員会としては、学校教育、社会教育、両課の連携、協働の下に、こうした資質・能力を十全に育ていけるよう取り組んでいく。



森 禎樹 議員

本町における地産地消、農業と観光のマッチングがテーマになる

町長 双方を結び付ける施策について関係機関と連携しながら検討する

地域公共交通計画と道路整備について

問

① 地域公共交通の課題認識と今後の方向性（エリア、利用者、事業者との連携）

② 地域公共交通計画の範囲（エリア、種類）
③ 駅周辺地域の道路整備の方向性、検討状況と今後の進め方（道道58号、駅前通、基線通、西3丁目通、総合体育館通）

答 町長

① 市街地においては、じゃがりん号が町民の足として着実に定着しつつある。今後、更なる利便性の向上を図る取り組みを進める。郊外地域については、令和3年度からデマンドバスの実証運行を実施しており、特に冬場における生活の足の確保が最重要課題であることが改めて確認された。

令和4年度においては、本格運行を見据えて12月から2月の厳冬期に3カ月間実証運行を予定している。

ひらふ地区については、各宿泊施設や事業者が独自に宿泊施設シャトルや従業員バスを運行しており、交通障害の一因となっている。

また、さまざまなバスが運行しているが、観光客にとって利便性の高い交通体系が整備されているとは言い難い状況。ひらふ地区の域内交通の在り方についての議論を加速させていく。

また、俱知安駅とひらふ地区を結ぶ二次交通については、関係部局及び関係事業者と連携を図りながら計画策定作業を進める。

② 俱知安町内全域を対象として策定する。町内を運行区域とする公共交通機関の路線バス、タクシー、じゃがりん号などに関する計画である。

③ 主要となる5つの道路整備の方向性について、交通量推計を基に将来必要とされる要求水準の数値を満たすための検討をしてきた。現在、西3丁目通と総合体育館通について道路整備が必要と考えている。今後の進め方については、新駅周辺整備計画の基本方針を基に、西3丁目通については進めていく。

総合体育館通については、新駅の西側周辺エリアの検討と整合性を図りながら検討する。

俱知安町農業の諸問題について

問

① 本町の基幹作物である馬鈴薯を生産するためには、種子馬鈴薯の安定供給が必要不可欠である。

種子馬鈴薯耕作者の減少、作付面積の減少が続けば供給不足は明白で直ちに対策をとるべきである。現状の施策では十分とは言えないが見解は。

② 本町における地産地消を考えた場合、農業と観光のマッチングがテーマになる。行政主導の施策はないのか。町長の見解は。また、町民の農業に対する理解を深めるためには、教育現場における食育が重要であり、本町らしい特色ある食と農の学びの場を設ける必要があると考える。教育長の見解は。

③ 今後更に農家戸数の減少が予測されるが、新規就農サポート事業の拡充や積極的な受け入れ体制の強化など、早期に取り組むべきと考えるが町長の見解は。

答 町長

① 令和4年度新規事業として、種子馬鈴薯を新たに生産開始する圃場を対象とし、薬剤経費を全額補助する馬鈴薯生産振興対策事業補助金を展開する。

② 農業生産者の個々の経営戦略による独自の販路開拓を尊重しながらも、今後としては、行政としてもニーズと供給志向をしっかりと分析した上で、双方を結び付ける施策について関係機関と連携しながら検討する。

③ 町独自の新規就農サポート事業は、現在は新規就農者がいないため予算化されていないが、今後、対象者がいた場合には、この事業を活用した支援を行う。

答 教育長

② 栄養教諭による食育指導の重点は3点。食事の大切さを知り、バランスよく食べることができるようになる。望ましい食習慣やマナーを身につけさせる。食事を通じて好ましい人間関係を育てる。

この3つを基本目標とし、各学校の全ての学級を訪問しての食に関する指導を毎年開催している。



作井 繁樹 議員

景観計画の運用、関係者と真摯に向き合うことが必要だ

町長 誰もが共通の認識を図れるよう努める

町政執行方針

問

1. 国際リゾート地にふさわしいまちづくり

景観計画の運用、町民や開発事業者などとの真摯に向き合うことが必要だ。具体的には。

答 町長

景観デザイン会議、景観協議会、景観フォーラム、景観だよりなどにより、誰もが共通の認識を図れるよう努める。

問

2. 地域の子ども・子育て支援の充実（仮称）くつつちゃん子センターは

新駅周辺へ本格設置、その前提となる敷地交渉が頓挫した場合には、現在の世代交流センターを解体した跡地も候補の一つ。その間、もしかすると保健福祉会館への仮設置もありということか。

答 町長

十分に検討しながら早めに方向性を決めたい。いづれにしても子育て子育て支援の拠点的な施設、居場所的な意義、存在に。

問

3. 観光インフラ、観光人材の整備

①機能の最適配置、シンボルゲートとしてのひらふ第1駐車場再整備は検討しつつも、その配置が本当に最適か否か議論の余地を残すべき。

②グリーンシーズンコンテンツの強化、具体的に。

答 町長

①民間の提案を引き出し、対話を重ね、最適配置を民と官の連携で模索していく。
②サイクリングやマウンテンバイクコンテンツ、アドベンチャートラベルコンテンツの開発。ワーケーションデイスティネーションのブランドイメージ強化。ミーティングや報奨旅行コンテンツの創出。

問

4. 新幹線開業に向けた着実なまちづくり

商工会議所・まちづくり会社準備室のe-バシヨ提案書で示されている敷地交渉、スピード感をもって多角的に進めつつも頓挫した場合の代替構想も必要では。

答 町長

提案書の内容を踏まえた本町の取り組みを幅広く検討しているが、民との更なる連携強化が必要不可欠であると認識。あらゆる可能性を考慮しながら執り進める。

問

5. 俱知安らしい魅力を備えた住生活

①高齢者向け住宅は旧測候所跡地で、地域有料賃貸住宅制度を活用か。
②子育て世帯住宅は旧みなみ保育所敷地と南6条団地敷地の一部を分譲か。

答 町長

①民間資本による高齢者専用賃貸住宅の建設が基本。地域優良住宅制度を活用し、旧測候所跡地の提供も視野。
②旧みなみ保育所跡地は7区画、100坪程度での造成予定。南6条団地敷地は部用途の分譲の可能性を検討。

問

6. 誰もが安心できる医療体制の整備
俱知安厚生病院、自由診療への環境整備が重要では。

答 町長

診療報酬制度の改善、財政支援など、北海道厚生連や北海道、関係機関等と連携し、さまざまなパイプを活用して、引き続き国に対しての強い要望を展開していく。

教育行政執行方針

問

学校運営協議会制度がいよいよスタート。どのような団体と、どのような繋がりがづくりを、どのような時間軸で考えているのか。

答 教育長

急がば回れ、組織形態確定に5年、目的が一定程度達成されるまでには10年が必要。そういう団体と、どう繋がっていくかという点も、民との関わり、連携の中でしっかりと見極めたい。



木村 聖子 議員

デジタル図書の幅広い活用に期待

教育長

大手システムだと約10万タイトル、音声読み上げ機能約2万タイトル

デジタル時代 教育環境の整備に向けた取り組み

問

一般会計98億6400万円のうち教育費は11億4464万円。前年度

比較7・6%増、本町歳出の構成では11・6%であり、教育環境の整備充実に向けて本町は高い水準で取り組んでいることは大変ありがたい。

本年度の教育行政執行方針から教育長に伺う。

①本町特有の小学校英語専科教員導入の現段階における評価及び全児童生徒に配布したタブレット端末の活用とデジタル教科書の次年度の方針について。

答 教育長

本町の英語教育は全国的には例のない独自の取り組みとなる。この4年間の成果と課題から今後の俱知安町英語教育の充実に向け、指導上の重点を三つ定めた。

【スピーキング】

一番高い結果となり小学校で実践しているオールイングリッシュによる英語指導を今後、中学校にも徹底していくよう努める。

【リスニング】

英語、外国語授業が開始される小学校3年生から発達段階に応じてプレA1レベルのリスニング課題に慣れたり、語彙を取得していき、6年生までの4年間を通して、そのレベルに到達させる。

【リーディング】

一番結果が低かったリーディング力を育てるため、3・4年の2年間でアルファベットの音とその名前の関係にフォーカスし、単語を読むための法的なものやコツを身につけさせる。

デジタル教科書については町債で予算計上した。各学校ではタブレットや大型モニター等の有効な使用方法など今後もデジタル教科書の多様な活用の方を探っていく。この2年間でICT教育環境が急速に変化している中で、GIGAスクールサポーターやICT支援員を配置し、学校へのサポート体制をさらに充実させ、この取り組みを継続していく。

問

②電子図書館について具体内容と教育現場における活用について伺う。

また、「音声図書」いわゆるオーディオブックも含まれるということだが、例えばスポーツや家事・育児をしながら聞く「ながら読み」やシニア向け、あるいは弱視の方には「図書を聞く」ことができ、電子図書活用の可能性が広がると考える。

この様な観点でのコンテンツ選択を是非進めていただきたい。

答 教育長

初めて図書利用登録する方は、図書室で利用登録申請をして電子図書館用のID・パスワード発行を想定している。貸出期間は、従来書籍と同様に14日間とするが、貸出期間が過ぎると自動的に返却されるため、返却手続きは不要となる。

答 社会教育課長

また、教育現場での活用は配布したタブレット端末を使用し、授業や朝の斉読書、その他の読書時間等での活用を想定しているが、各学校と今後協議していく。

図書、電子書籍の使用料は、令和4年度800万円程度。委託業務契約を結ぶ事業者によって本のタイトルが大きく変わるため、契約後のコンテンツの選定となる。

最大手のシステムだとおよそ書籍10万タイトル中、2〜3万タイトル程度が音声読み上げ機能等がついていると聞いている。

町民が使いやすいタイトルの選定をしていきたい。





古谷 眞司 議員

行政職員の更なる拡充は

町長 景観審査に係る専任の職員を配置する

問

本町は国際リゾート地として、また、北海道新幹線、高速道路等の開通・開業を控え、多くの資本が投資されていることから、インフラ整備や環境の保全など多くの課題が山積している。

それと同時に人材の確保及び拡充は喫緊の課題である。以下の4点を伺う。

①今後、現在の職員数（会計年度任用職員を除く）でいいか。

②景観行政団体への以降に際して、専任の職員の配置は必要か。

③地域おこし協力隊の今までの実績及び定住率は。

④地域おこし協力隊の今後の募集計画について。

答 町長

①正職員数は、令和4年4月1日において、新規採用職員8名を任用し、昨年度と比較して3名増の177名を予定している。

現状は決して十分な人員体制が整っているとは言えないところもある。部署によっては時間外勤務を余儀なくされる場合もあり、仕事上でのストレスを抱える職員の心身の健康保持にも努めなければならない。当面の職員数は、倶知安町の職員定数条例の183名の枠の中で徐々に増員していく。

なお、技術職員は大変重要な人材確保の分野で、さまざまな方策を講じ、確実に採用に向けて取り組んでいく。

また、令和5年度から定年延長がはじまり、全体の職員体制にどう影響するか、見極めながら対応していく必要がある。

②景観行政団体への移行に伴い、これまで運用している景観地区内の建築物の認定審査に加え、町全域における景観審査も担うこととなる。

本町はより主体性を持った景観形成を図る覚悟と職員の知識向上や高度な指導が求められる。

そのため、景観審査に係る専任の職員の配置を考えている。他の自治体の事例を踏まえ、基本は事務職員で対応する。

しかしながら、景観審査に当たっては、デザインのほか建築や土木など幅広い知識が必要とされることから、研修の機会を積極的に実施し、事務年数の積み上げに伴う経験の蓄積により円滑な審査を行える人材育成に努める。

③地域おこし協力隊は、本町で3名の隊員を任用した。1名は平成28年7月に任用し、観光分野で平成30年1月まで担っていたが、退職後は残念ながら町外に転出している。他の2名は現在も活動している隊員で、令和2年4月と令和3年11月に任用しており、活動内容は観光団体を主な研修、活動拠点として二セコエリアの観光、イベント等の情報発信、イベントの企画運営を行っている。

④今後の募集計画は令和4年度には、観光分野のほか日本語教室開催支援の多文化共生推進業務。また、住まいのコーディネーター業務。更には、まちづくり会社設立運営支援業務で、新たに隊員の募集を行った。町としては、多様な分野・部門で地域おこし協力隊を積極的に活用し、新たな担い手を確保することで、地域力の維持・強化及び定住を図っていききたい。



Kutchan

地域おこし 協力隊



門田 淳 議員

旧東陵中学校体育館の利用開始の時期は

町長 本年冬からの利用は可能である

旧東陵中学校体育館の冬からの利用開始を

問

①旧東陵中学校体育館の利用開始の時期は。

答 町長

①校舎との区画を分けるための防火壁の設置、消防設備の設置、照明器具の改修、そしてトイレの改修、それぞれの工事を令和4年5月頃に発注し、11月には工事を完成させるスケジュールを想定している。

改修後の体育館は、社会教育施設としての位置付けとなることから社会教育課へ移管し、設置管理条例制定の下、利用されるものと考えている。改修スケジュールを鑑みると冬からの利用は可能であると思う。②改修した場合の費用が非常に高額となることから、有効活用の方策が見いだせない結論となり、取り壊しを進めることで考えている。

問

体育館以外が取り壊しとなれば、しっかり解体して更地にして次の世代に渡していくというのは未来に対しての責任では。

答 町長

取り壊すという方針、方向性を決断している中で、その中で財政的な優先順位の中で組み込ませていく。



清掃センターについて

問

①焼却炉の撤去はいつ、どのように行うのか。

- ②建物自体の耐用年数と年間の維持費は。
- ③現在の機能を維持するのに必要な規模は。
- ④今後も適切な場所か。
- ⑤解体費用と負担額は。

答 町長

①令和5年度からの新たな一般廃棄物処理基本計画を令和4年度に策定する予定となっている。この中で時期や方法を含めた方向性が整理できるよう引き続き取り組んでいく。

- ②昭和63年12月の完成で、ちょうど34年が経過。平成30年度で1245万円、31年度には1333万円、そして令和2年度では1430万円となっており、燃料費あるいは光熱水費、修繕料などが内訳。
- ③全解体後の跡地に建屋を新設する場合、建屋の規模は現在の約6割程度で賄えると思込んでいる。
- ④周辺環境に十分配慮しながら適正なごみ処理を進めていく。
- ⑤平成28年度にまとめた基本構想段階では、焼却設備を含めた清掃センター本体の建屋を全部解体、撤去する場合、概算費用は1.9億円程度と見込んでいる。

焼却施設設備部分の解体、撤去については、羊蹄山麓6町村から33・08%の費用負担を求めることで、これらについては既に協議書を交わしている。



田中 義人 議員

スキーの町50周年 地域のクラブチーム創設を

教育長 指導・練習環境の充実を一つのテーマとして進めていきたい

問

子ども達に切れ目なく指導を受けられるよう、地域のクラブチームを創設し、指導者受け入れ、育成、旭ヶ丘スキー場の環境づくりを。

答 教育長

旭ヶ丘スキー場の利用者が増えている。競技スキーの練習はナイターが中心。種目も年々多様化し、ニーズは高まっている。財政的に難しい面もあるが、関係団体などからご意見等を頂きながら、さまざまな競技に対応できるようにしていきたい。

総合型スポーツクラブ（じゃが太スポーツクラブ）があるが、常勤職員がいないため、体制づくりなどを検討する必要がある。

町技であるスキーを柱に、指導・練習環境の充実を一つのテーマとして進めていきたい。

答 町長

引き続き世界で活躍する選手を輩出するために、指導体制や練習環境を充実させて地域スポーツ活動を持続的に提供できることが必要。指導体制や練習環境などの充実、持続的な提供を地域で支えていく必要があると考えている。

スポーツ庁では、第3期スポーツ基本計画の策定を行っており、多様な主体におけるスポーツ機会の創設を掲げている。自治体や総合型クラブ、競技団体、民間企業などと連携し、指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整など協力が求められている。

今後は教育委員会で検討を進め、持続的に支えられるよう取り組んでいく。

公共施設等適正管理推進事業 債の活用を

問

公共施設等適正管理推進事業債（公適債）の制度が5年延長された。

ジャンプ台の撤去やプールの複合化、文化福祉センターのバリアフリー化などへの活用を。

答 町長

ジャンプ台、世代交流センター、旧東陵中学校校舎などと公適債の除却事業活用が考えられる。

ただ、ジャンプ台は除却だけを考えると生産性が見えない。次にどのように活用していくのか、理解を図りながら積極的に進めたい。また、エレベーター設置や車椅子用トイレの整備など、ユニバーサル化などさまざまな事業に活用できるため、速やかに今後必要となる改修事業、計画を整理し、公共施設等総合管理計画の改訂、社会教育施設個別施設計画などに位置付け、活用を図ってきたい。

答 教育長

新プールの柱は町営と倶知安小学校のプールとの集約化。周辺施設との機能集約は、三つの候補地も含め検討中。

公適債はユニバーサルデザイン化や集約化事業には非常に有利。公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら検討を進めていきたい。





鈴木 保昭 議員

町民が熱望している事業を実施し、計画をすべき 町長 町民が望んでいる施策をしっかりと捉え、 行政運営を取り進めていきたい

この街の未来を 財政シミュレーションに見る

問

先般の予算審査特別委員会では、係長をはじめ、多くの職員が活躍しており、大変素晴らしい目の輝き、そしてできるだけのデータを集めたきちんとした答弁をしていた。

令和4年から令和18年の本町の財政シミュレーションを見た時に、今後14年間の本町の財政は更に厳しいと思われる。

新幹線俱知安駅周辺整備事業などに目を奪われることなく、図書館など先送りしている、町民が熱望している事業を実施し、計画をすべきである。ほかに道路補修など社会資本整備にも目途をつけるべきである。私は計画的に進めるべきと何十年も指摘している。優先順位が後先になるのは、時代の流れとともに仕方ないことであるが、やはり着実に進めるものは着実に進んで欲しい。

大赤字が見込まれる本町の財政シミュレーション、事業だけが膨らんでいくことには疑問を持つというのは私ばかりではないことを申し添えて町長に伺う。

答 町長

新幹線関連事業、ひらふ第1駐車場再整備事業など大型事業の執行に伴い、起債残額は最大168億円に達し、後年度において公債費が大きく膨らむという推計をした。

また、実質収支の見通しについても令和6年度から赤字額発生を推計したところ。今回の財政シミュレーションは大変厳しい内容。

しかしながら、各年度の予算編成においては経常経費の圧縮、さまざまな財源の確保などに努めている。

ご指摘のありました町民が熱望している事業の実施と計画については、町民が望んでいる施策というものをしっかりと捉えて、少しでも俱知安で暮らす生活が豊かになり、そういったことを実感できる行政運営を取り進めることが基本と認識している。

引き続き町民に寄り添う、暮らしに真心、未来に責任をもつてという町政の執行に改めて初心に返って努めていきたい。

学校教育と社会教育

問

同じ教育と名前がついても、学校教育法・教育指導要領に基づくものと社会教育と質が違うものだと考える。

社会教育とはそれぞれ個性があつて幅が広いものである。社会教育と学校教育を一緒にして横並びで物事を考えることは無理があると私は考える。社会教育のレベルを上げるためにも、教育委員会の組織等の仕組みを考えたらどうか。

答 教育長

学校教育と社会教育は基本的に異なるものであり、現状としてそうした部分が多いことは事実と押さえている。また、現在の組織体制に改善の必要があるというご指摘も私自身強く感じているところ。

ご指摘いただいた課題以外にも新たに见えてくる組織、制度上の不具合も少なくないと考え。これらをしっかりと確認、検証しながら社会教育課あるいは教育委員会内で

可能なものについては、その中で随時改革・改善を進める。また、教育委員会の枠を越えて抜本的に組織的改編等が求められるものは、その時点で町長部局にも相談することを考えている。

答 町長

一つの町、行政の中で教育委員会とは垣根を越えた中で、本町として円滑な組織運営がどういった形なら適当なのか、一番良い形なのかというのは、時間をかけて町として進めべきと考えている。

小学校の適正配置について

問

財政シミュレーションの中に小学校の適正配置12億円をみている。単費で7億円と大きな金額。小学校の適正配置ではなく、図書館の建設というものに読み替えていただきたい。財政的見地からも、流動する地区の人口形態からも、計画は撤廃すべきと考える。適正配置をもう一度考える時が来たら、新たに検討を。

答 教育長

新たに策定した俱知安町学校施設長寿命化計画によると小学校の統廃合がなかった場合でも、各小学校の改築・改修等は計画的に実施しなければならない。今後40年程に必要な予算は100億円を超えると試算。図書館をどういう形で何年ぐらい後に建設が可能かも含めて、できるだけ早期に設定したいと考えている。

この他にも「コンプライアンス」を質問しました。



佐藤 英俊 議員

避難所における感染者対応マニュアル作成の有無

町長 現在、見直しを継続して計画的に進めている

新型コロナウイルス感染症自宅療養者の緊急避難対応について

問

ワクチン接種の効果などから症状が比較的軽度な場合、自宅療養をされている感染者も多いと聞く。

そこで懸念するのは、自然災害あるいは空き家などの建造物が積雪の重みによる倒壊の危険から避難せざるを得ないケースで、療養者の避難先における対応について伺う。

町内各地域には避難所は指定されているが、避難所における感染者対応マニュアル作成の有無、感染者に対応する備品（体温計・パルスオキシメーターなど）は準備されているのか。

答 町長

令和3年3月に感染症対策を追加した俱知安町避難所開設運営マニュアルを作成している。

ただし、作成した昨年3月時点では、現在のような感染者のほとんどが自宅療養者になるという状況ではなかった。しかしながら、今その人数が100人を超えるような状態になっているので、こうした状況の変化に対応できるよう現在見直しを継続し、計画的に順次進めているところであるが、感染対策の備品・備蓄品としては、非接触体温計・アルコールなどの消毒液・マスク・段ボールベッド・室内テント・感染防護具セットなどを備蓄しているところ。

なお、パルスオキシメーターについては現在、購入の手続き、発注してまだ納品にはなっていないが進めているところ。

スキーの町50周年記念事業について

問

先に開催された令和4年度予算審査特別委員会の質疑の場で、令和4年度に予定されているスキーの町50周年記念事業の概略は示された。

観光協会とのタイアップ予定事業について、町長に伺う。

答 町長

俱知安観光協会の皆さんとどういったこと

ができるのか、現在、教育委員会の担当から、スキー連盟とは色々な意見だとかアイディア出しなどを詰めて検討してきたという話を聞いている。

観光協会とはまだ直接そういったことに至っていないことなので、これから可能なことを是非やっていきたいと思っている。

スキーの町宣言文とともに、「スキーを通じて、たくましい心身を育て、豊かなまちづくりに資する」、まさにそういった宣言文にあるような形で、今回の50周年事業、そして今後の町技の普及活動に取り組んでまいりたいと思っている。



昭和45年2月 本町開催 第25回 冬季国体開会式会場
国体の成功がスキーの町宣言へとなる



笠原 啓仁 議員

『ロシアによる軍事侵攻』ロシアに抗議を、ウクライナに支援を 町長 侵略は容認できない、できる限りの支援をする

問

①ロシアに抗議を

本町議会は定例議会初日の3月7日、「ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議」を全会一致で採択し、札幌のロシア総領事館に決議文を送致した。

町長はロシアやプーチン大統領に対し非難や抗議の意思を示したのか。本町は「非核・平和の町宣言」の町で、「平和首長会議」の一員でもある。今回のロシアの行為を最も強く非難すべき立場にある。非難や抗議の意思表示を町民を代表して直ちに行うべきだ。

②ウクライナに支援を

道の鈴木知事は、道内在住のウクライナ人の家族が道内に避難してきた場合、在宅の確保など生活に必要な支援を行うことを道議会で表明した。

本町にもウクライナ人が在住しているようだ。本町も可能な限りの支援を行うべきと思うが、どうか。

答 町長

①ロシア軍による今回の武力行使は国際社会の平和と秩序の根底を脅かし、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、断じて容認することはできない。

本町は1995年12月15日にあらゆる国の核兵器の根絶を求め、平和と安全、人類の幸福に寄与するべく、非核・平和の町であることを宣言した。また、2009年8月には平和首長会議に加盟している。

このようなことから、ロシア連邦プーチン大統領に対し、本町民の代表として、また、平和首長会議の一員として、今回のウクライナ侵攻に対し文書により抗議すると共に、

一刻も早い平和的解決に向けた努力をするよう強く要請した。3月14日付けで、札幌総領事館に要請書を送付した。

②本町には2月時点で2人のウクライナ国籍の方が住んでいる。ウクライナにおける情勢不安により、親族や知人が避難してくることもあり得る。その際には、本町として北海道と緊密に連携し合いながらできる限りの対応をしていきたい。

また、ウクライナの人々を支援するため、庁舎内に募金箱を設置した。町民一人一人の気持ちで構わないので是非ともこの募金活動にご協力いただきたい。

人々の尊い命と平和な暮らしを理不尽に奪う侵略行為を直ちに中止し、平和的な解決への道を探ることをロシアに対して強く求める。

『原発から出る放射性廃棄物』本町での管理・処分はあるのか

問

高レベル放射性廃棄物以外の原発から出るあらゆる放射性廃棄物（以下、放射性廃棄物）について、以下の点はどうなっているか。

①本町から半径30キロメートル圏内にある泊原発から出る放射性廃棄物の管理・処分はどのように行われているか。

②第三者による自治体への一方的な放射性廃棄物の持ち込みについて。

自治体が受け入れないと思表示した場合でも、第三者がその意思に反して放射性廃棄物を持ち込むことはあり得るのか。また、そうした先例はあるか。

③本町と放射性廃棄物について

将来にわたって、本町において放射性廃棄物の受け入れや持ち込みはあるのか。

④町長の意思表示について

「放射性廃棄物を本町に持ち込ませないでください」との町民の声がある。この声に町長はどのように応えるか。

答 町長

①現在、発生者責任の原則のもと、原子炉等規制法などの法令に基づき、処理・貯蔵・管理・処分に至るまで規制が行われている。その上で、原子力発電所から発生する放射性廃棄物は、凝縮・焼却により容積を減らした後、セメントなどで固め、ドラム缶に固定する処理をしている。固定化された廃棄物は、発電所の敷地内貯蔵庫に保管した後、青森県の六ヶ所村にある低レベル放射性廃棄物埋設センターで埋設処分されている。北海道電力によると、泊発電所においても同様だが、発電所から青森県六ヶ所村までの輸送は、保安面などを配慮、考慮して海上輸送としており、ルートは既に確立している。

②第三者が法令により厳しい規制の中、管理されている放射性廃棄物を何の縁のない自治体に持ち込むことは、全く現実的ではないと考えている。この点については、経済産業省に確認したところ、「先例はないと認識している」との答えだった。

③④泊発電所で発生するものについては、既に貯蔵方法や輸送ルートが確立している現状を踏まえると、本町に持ち込まれることは全く考えられない。

また、仮に受け入れを求められた場合には、本町の環境基本条例の目的や基本理念などを踏まえれば検討する余地はないので、私は断る。

常任委員会報告

総務常任委員会

1. 所管事項

庶務／税財政／防災／財産及び施設／職員の給与／出納等／町議会／その他総務課、総合政策課、及び税務課に関すること／他の常任委員会に属さないこと

2. 委員構成（5名）

委員長	田中 義人	副委員長	笠原 啓仁
委員	古谷 眞司	委員	波方 真如
委員	鈴木 保昭		

■ 胆振線代替バス再構築について

令和3年度の総会で確認された大滝～喜茂別間が廃止の方向として、バス車両の更新についても検討されてきました。

令和4年2月に開かれた胆振線代替バス連絡協議会幹事会において、財政シミュレーションを基に再構築案を協議。今後、正式に総会で提案される流れとなっています。

(現行)中型車8台 ⇒ (新提案)中型車4台+大型車1台

特に喜茂別～倶知安間の通学利用に不便がないよう協議を進めていくよう委員から意見が出されました。

■ 新型コロナウイルス感染症対応について

① 抗原検査キットの申請状況などの報告

宿泊施設や清掃業務、また飲食店や酒類販売やマッサージ業、理美容業に携わる希望者へ無料配布を行い、2,400以上のキットが配布される予定です。

② 自宅待機応援パック事業の報告

コロナに罹患してしまった場合、外出ができなくなることから、食料を宅配する事業を町でも行っています。

北海道でも同様の事業を行っていますが、申請から到着まで4～5日ほど要するため、それまでの間を町で行っている事業で過ごしていただいています。

令和3年度は276個、令和4年4月は18日までで19件で31個の配布実績です。

③ 後志及び町内の感染者数の報告

4月より、保育所めぐみにおいて感染者が増えており、保育所の運営に必要な保育士数がひっ迫していると報告を受けています。

また、後志や町内の感染者数推移についても報告を受けています。幸いなことに、重傷者や死亡者の報告はありませんでした。

厚生文教常任委員会

1. 所管事項

民生安定／保健衛生／墓地等／学校教育及び社会教育／その他住民環境課、福祉医療課及び子ども未来課の所管に関すること

2. 委員構成（5名）

委員長	小川 不朽	副委員長	坂井 美穂
委員	富田 竜海	委員	門田 淳
委員	作井 繁樹		

■ 厚生文教常任委員の選任について

令和4年4月22日の第2回臨時会にて、森下義照委員の逝去に伴い、後任に門田 淳議員が委員として選任されました。

■ 保健福祉会館の跡利用について

令和3年7月16日の委員会において、町長から「町として、保健福祉会館の一部（これまで福祉医療課で使用していた事務室スペース）を厚生病院の院内保育所の代替場所として院内保育所建設完了までの間（7～10カ月程度）貸し出す方向で協議を進めていきたい。」との報告がありました。

令和4年3月17日の委員会において、さらに以下の報告がありました。

【顛末】

「本町として、令和4年5月から令和5年4月までの12カ月間を使用許可する内諾を令和3年12月6日に回答した。先般、2月28日、北海道厚生連より内諾期間である12カ月間では病院内の新保育所棟の建設が間に合わないとし、本件内諾について辞退したい旨の報告を受けた。以上のことから、保健福祉会館の北海道厚生連への借用予定については撤回した旨を報告する。」

■ 新型コロナウイルスワクチンの追加接種について

令和4年4月19日の委員会において、福祉医療課より新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目）の実施などについて下記の説明がありました。

【追加接種（4回目）について】

国からの通知では、

○4回目接種が予防接種法に基づく予防接種に位置付けられた場合、速やかに接種体制の準備。

○接種対象者は、3回目接種を受けたすべての人を対象として想定。

○3回目接種からの接種間隔は、現時点は未定。

○接種券の発送準備については、現時点から2カ月程度を目途に発送準備を完了させる。送付時期は別途通知される予定。

【5～11歳（小児）の接種について】

○本年5月上旬より、町内医療機関において接種を随時実施。

○接種券等の発送は11歳代の児童から順に発送し、接種希望の場合は、コールセンターへ直接連絡し、接種日程を予約。

【12～17歳の追加接種（3回目）について】

○これまで、追加接種（3回目）については、1・2回目接種完了の18歳以上が対象となっていたが、本年3月より1・2回目接種完了の12～17歳も対象として追加。

○接種機会については、5月中旬から下旬を予定しており、接種券付予診票や日程案内等を随時発送し、接種希望の方に対し随時実施。

【追加接種（3回目）の状況について】

○3回目接種人数・・・7,886人（令和4年4月17日現在）

経済建設常任委員会

1. 所管事項

農業／商工業／林業（町有林を除く）／畜産業／観光／土木／建築／都市計画／その他農林課、観光商工課、まちづくり新幹線課、建設課及び水道課の所管に関する事

2. 委員構成（5名）

委員長	木村 聖子	副委員長	門田 淳
委員	森 禎樹	委員	原田 芳男
委員	佐藤 英俊		

委員会開催は下記のとおり（令和4年2月から令和4年4月まで）

2月14日、28日、3月14日、23日、4月12日、20日
（計6回）

本委員会は月2回を定例開催とし、必要に応じて随時開催し調査をしています。

■ 観光商工課所管事項

時短要請関連事業者支援金について

令和4年1月27日から2月20日にかけて北海道に発令された蔓延防止措置により、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、北海道による営業時間短縮等の要請対象となった施設（飲食店・バー・カラオケ店・結婚式場）を有する事業者が経営する要請前から20時までに営業が終了する店舗、また時短対象施設に酒類や食品を販売している事業者に対し、要請により受ける影響を緩和する観点から支援金を支給すると本委員会へ報告を受けました。

なお、交付金額は法人・個人どちらも5万円、申請期間は令和4年2月から3月末まで、70店舗を見込んでおり、全体予算額の350万円は過去に実施した持続化支援金等の執行残を活用して対象者への支援を早急に行うものです。

■ まちづくり新幹線課所管事項

景観計画条例案の付託について

令和4年第1回定例会で提案された景観計画条例「俱知安の未来へつなぐ景観まちづくり条例」案について、陳情第11号に関連することから本委員会へ付託をし条例内容の精査をすることになりました。

今後は関連する既存条例等【①形態制限 ②特定用途制限地域 ③景観地区（美しい風景を守り育てる条例）】改正案の内容を鑑み、慎重かつ速やかに審査をしていきます。

■ 陳情第11号「新準都市計画策定に広く町民の声を反映させることを求める陳情書」

令和4年3月23日にひらふ地区の現地視察を行いました。また、陳情者と共に現地の宿泊施設における駐車スペースや堆雪スペース、高さや形態意匠などの課題について意見交換を行いました。

今後は、さらに担当課や検討部会長、タウンプランナーなどより聴取を行い、審査報告を取りまとめていきます。



陳情者立会いの下、ひらふ地区の現地調査を行いました。

特別委員会報告

議会に関する特別委員会

本特別委員会では、多様な人材の町議会への参画をめざして「～議会セッション2022～ 倶知安町議会の未来について語りませんか」を開催することになりました。

なお、具体的な内容については町民のみなさんが議会に対して感じている疑問点や聞きたいこと、また議員のなり手不足にはどのような問題があるのかなどを語りあいたいと考えています。

また、周知方法については町ホームページなどに掲載を予定しています。



上記QRコードを読み取ると倶知安町議会のホームページが閲覧できます。
議会の中継配信などの情報もご覧いただけます。
まずは読み取って見て下さい！！

あなたが抱く
議会の疑問は？

どうなる？
どうする？
なり手不足

～議会セッション2022～ 倶知安町議会の未来について 語りませんか！

開催日時は下記の3回を予定しています。

令和4年7月20日(水) 13:30から
令和4年7月27日(水) 18:00から
令和4年8月 2日(火) 18:00から

場 所：役場3階 展望テラス
(オンラインでの参加も可能)

※詳細については町ホームページ内に掲載予定

議員定数に関する特別委員会

本特別委員会では、令和3年12月3日に町民2名の方から提出された「倶知安町議会議員の定数削減を求める陳情」を審査しています。

なお、町民の方々からのご意見を陳情審査の参考とするため、公聴会を開催しました。

本特別委員会では、引き続き本町の適正な議員定数について審査を進めていきます。

公聴会とは？

地方議会で重要な請願・陳情などの審査に当たって必要がある場合に開くことができる委員会の特殊な審議・審査形態の一つ。



自衛隊駐屯地特別委員会

本特別委員会の副委員長を務めていた森下義照委員の逝去に伴い、新たに田中義人委員が選任され、下記のとおり委員構成が変更となりました。

委員構成（5名）

委員長	門田 淳	副委員長	鈴木 保昭
委員	森 禎樹	委員	佐藤 英俊
委員	田中 義人		



また、本特別委員会の副委員長には鈴木保昭委員が新たに選任されました。

令和4年5月11日には、新体制報告のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から正副委員長のみで齋藤 誠 倶知安駐屯地司令を表敬訪問させていただきました。

本特別委員会では今後も倶知安駐屯地の拡充に向けて活動を進めていきます。



議長室から こんにちは



倶知安町議会 議長 盛多 勝美

本町における3回目のワクチン接種は4月中旬時点で約半数を超えたと報告がありましたが、道内での新型コロナウイルス感染症は未だに拡大を続けております。

こうした中ではありますが、4月28日には寿大学の開講式が行われるなど、徐々にではありますが町内での各種総会等が開催され始めております。

新役場庁舎に移転してから早いもので丸一年が経ち、3階の展望テラスにはリモートワークで利用する方、小グループで談話をされる方、先日は町内の幼稚園児がお散歩コースとして利用している姿を見ることができました。景色も素晴らしいですが、人が集う場所というのは大変微笑ましいと感じたところです。

最後になりますが、本町議会としても引き続き感染拡大防止に努め議会活動を行ってまいります。皆様の健康を心よりお祈り申し上げます。

町民の広場

Q. 倶知安の魅力と思うことは？

(波方さん)

普段何が良かったか考えたことがないけれど、ここに
住み慣れていて、適度にお店もあって生活がしやす
いと感じています。お店に食べに行くにしてもたく
さんあると思いました。

Q. 外国の方と交流や関わりをもちたい と思いますか？

(波方さん)

今は英語が苦手だと思っているけど、そういう
場があれば英語を話せるようになりそう。

(土谷さん)

思います。英語を活用した仕事にも興味があり、
他の町に比べて普段から外国の方が当たり前の様
にしているのでもっと交流の機会があればと思ってい
ます。

Q. 今頑張っていることは何ですか？

(波方さん)

今は部活動に力を入れています。将来については、ま
だ決まってははいないけれど現在は進学を考えています。

(土谷さん)

将来やりたいことがあるので、今は進学のために勉強
に力を入れています。



つちや かれん
土谷 香恋 さん

なみかた まな
波方 愛 さん

Q. 今後どのような町になって欲しいか？

(波方さん)

学校帰りに立ち寄れる場所が欲しい。勉強が出来たり、
友達と話せるような場所が無いと感じるので欲しい。
冬場の通学路は雪が多くて視界も悪いので、改善をし
て欲しい。

(土谷さん)

姉妹都市の交流を毎年実施して欲しい。交換留学がで
きるから倶知安高校に入学したのに、コロナ禍で機会が
無くなってしまったのが残念です。

議会を傍聴してみませんか？

議会は倶知安町役場庁舎3階の議場にて行われています。(定例会は3月・6月・9月・12月の年4回)

議会を傍聴する際には、受付票に氏名等を記入して投函してから傍聴席へお入り下さい。

なお、傍聴の際にお子さまをお連れの方は事前に議会事務局までご連絡をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴の際には**マスクの着用**にご協力をお願いします。

連絡先

TEL 議会事務局(直通): 0136-56-8016
E-mail gikai@town.kutchan.lg.jp

第2回定例会は **6月13日(月)** から開会の予定です。

編集後記

「議会広報くっちゃん」は議員手づくりの広報紙です。

町議会では、町民の皆さまの生活や暮らしに関わる大切な議題が論議されています。

より読みやすく、わかりやすい議会広報紙を目指し、編集作業に取り組んでいます。一人でも多くの方が、
町政や議会を身近に感じ、関心を持っていただければ幸いです。

本会議・委員会等の会議を公開しています。皆さまが選んだ議員の活動や町政の方向等を知るためにもぜひ
傍聴にお越しください。

「町民の広場」では、町民の方々からのご意見を掲載しております。ぜひ皆さまのご意見をお寄せください。

副委員長 / 小川 不朽